

音更町国民健康保険条例の一部を改正する条例

音更町国民健康保険条例（昭和34年音更町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の音更町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。